



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 58, 2025 年 4 月～5 月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社の公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2025 年 4 月～5 月）

内容

A: EIOPA、規制・監督の簡素化のアプローチを公表（4 月 8 日）	3
B: 英 PRA、マッチング調整の利用の促進にかかる規則（案）を公表（4 月 8 日）	4
C: 英 PRA、2025 年～2026 年の優先課題を公表（4 月 10 日）	5
D: バミューダ BMA、保険会社の再建計画にかかるガイダンスを公表（4 月 11 日）	7
E: EIOPA、投資性保険商品の収益性にかかるレポートを公表（4 月 15 日）	9
F: FSB、オペレーショナル・インシデントの報告テンプレートを最終化（4 月 15 日）	10
G: IAIS、気候関連のリスクにかかる参照文書を公表（4 月 16 日）	11
H: 英 PRA、気候関連のリスクの管理の高度化を要請（4 月 30 日）	12

A: EIOPA、規制・監督の簡素化のアプローチを公表（4月8日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「より大胆に、より簡素に、より速く：より良い規制と監督に対するEIOPAの見解」と題する文書を公表した。同文書の主な内容は以下のとおり。

背景	• 地政学的かつ経済的に不安定な時代において、欧州はより一層「一つの主体（single entity）」として行動しなければならない。欧州がグローバルな競争を勝ち抜くためには、まとまりのある、戦略的なアプローチを採用することが重要となる。 • 現在、欧州委員会が検討しているように、競争力は、規制の簡素化と負担の軽減（regulatory simplification and burden reduction：SBR）と言い換えられる。過度な、もしくは、実効的でない規制は、進歩を阻害するものである。 • 簡素化は、EUの負担を国に、あるいは、業界の負担を監督当局に移転するに留まるべきでなく、また、短期的なコストと長期的なベネフィットとのバランスを確保するものであることが重要である。
規制の アプローチ	• 健全性にかかるレポーティング - EIOPAは、2023年にソルベンシーIIの報告および開示にかかる技術的な基準を大幅に簡素化したことに加え、現在、報告の頻度の低減やプロポーショナルリティにかかる重要性の閾値の見直しなど、同基準のさらなる簡素化を検討している。他方で、こうした改正が健全性監督、金融安定および消費者保護に与える影響を慎重に検討している。 • サステナビリティ - ソルベンシーIIにおいて保険会社にサステナビリティ・リスク計画の策定を求めているところ、EIOPAは、可能な範囲で、ソルベンシーIIや企業サステナビリティ報告指令（CSRD）における既存の規制上の要件やデータを用いることとしている。 • デジタライゼーションとAI - 改正ソルベンシーII指令は、EIOPAに対して、統合されたデータ収集を行うための施策を提言することを求めている。その目的は、金融セクターにおける報告の枠組みの間の重複や不整合を低減することであり、これによって、データの標準化や共有、コンプライアンス・コストの削減が期待できる。 - EIOPAは、AI法において高リスクに分類されないAIのユース・ケースに対するセクター別の規制（ソルベンシーII等）の適用にかかる意見書を作成中である。この作業においては、新たな規則を導入することではなく、監督上実施することを優先している。 • 金融安定 - 金融安定の領域では、EIOPAは、報告のテンプレートを簡素化すること、トップダウンのストレス・テストを実施すること、などを検討している。 • 消費者保護 - 広範な規制上の要件は、販売のプロセスにおいて必ずしも消費者により良いアウトカムを

	もたらす訳ではない。情報の非対称性に対応することが重要であり、パッケージ型のリテールおよび保険ベースの投資商品（packaged retail and insurance-based investment products：PRIIPs）の重要な情報文書（Key Information Document：KID）においてサマリー的なダッシュボードを設けることや、商品のラベリングなどの開示を再考することが、仲介者の負担の軽減や、消費者の理解の改善につながり得る。
政策措置の策定のアプローチ	- 簡素化は、EUの規制の策定プロセスの最初のステージであるレベル1の準備段階から始まるべきである。EIOPAがレベル1の規制の検討により一層参画することで、より良いインプットを提供することが可能となる。 - 規制の実効性を高めるため、規制の策定のプロセスにおいては、十分なコンサルテーションおよびインプリメンテーションの期間が確保されるべきである。 - 各国に固有の規制は、システム全体に複雑性をもたらすことになる。効率性を改善するため、さらなるハーモナイゼーションの追求やEUレベルでの規制の策定を検討することも考え得る。
監督のアプローチ	単一市場の機能を確保するためには、強固な監督上のコンバージェンスと、明確な期待、頑健な執行が肝要である。その観点から、EIOPAがより強い権限を持つことを検討することは有意である。

インプリケーション：世界的に、金融規制が緩和される方向に進んでいる感がある。過度な規制の見直しは必要であるものの、消費者の保護や金融システムの安定の確保のためには、リスクの高い活動は、均質かつ適切に規制される必要がある。規制・監督の強化と簡素化のバランスが図られた形で議論や取組みが行われることが期待される。

（参考）EIOPA ‘[Note on EIOPA's views for better regulation and supervision](#)’

B: 英 PRA、マッチング調整の利用の促進にかかる規則（案）を公表（4月8日）

- 英国健全性規制機構（PRA）は、6月4日を期限として、「マッチング調整投資促進（Matching Adjustment Investment Accelerator：MAIA）」と題する文書を市中協議に付した。同文書において提案された規制案の主な内容は以下のとおり。

背景	保険会社は、新たな特性を有する資産に投資しようとする場合、PRAから、マッチング調整（MA）の許可（permission）を受けなければならない。こうした許可を得るためには6か月程度を要することから、保険会社にとっては、投資の機会の喪失にもなっている。
MAIAの許可のプロセス	- MAIAの枠組みを新たに導入する。これにより、保険会社は、MAの許可のスコープの変更を申請することなく、新たな特性を有するMA適格資産をMAポートフォリオに組み込むことができるようになる。 - MAIAの許可のプロセスについて、PRAが要求する情報を保険会社が提出する場合、許可のプロセスが長期化することは想定されない。保険会社にとっては、MAの許可の申請では強く恣憑される申請準備評価プロセス（Application Readiness Assessment Process：ARAP）への参加が、MAIAの許可の申請では不要となる。 - MAIAの枠組みの導入によるリスクを適切に制限するため、PRAは、MAIAの許可のプロセスにおいて、保険会社がMAIAの許可を適切に実践できるか否かを評価する。

MAIAの利用にかかる統制	- MAIAの枠組みは、現行のMAポートフォリオの管理にかかる統制を含む、適切な統制を利用すべきである。それらの統制には、以下のものを含む。 - MAIAの許可の申請を行う保険会社は、適切な手順と統制を構築する。 - MAIAポートフォリオの資産のエクスポージャーの制限を設ける。
MAIAの方針の実践	- MAIAの許可を受けた保険会社は、以下の事項等を含むMAIAの方針を策定し、実践しなければならない。 - MAIAの許可に基づきMAポートフォリオに含まれ得る資産を評価する際のガバナンスや監督のプロセスにかかる記述。 - MAIA資産がMAポートフォリオの管理に関連する要件を遵守していることを確保するための方針等の策定。 - MAIAの許可の利用方法（MAIA資産としての適切性を評価するための要件を含む。）の特定。
MAIAのコンティンジェンシー・プラン	保険会社は、MA適格資産と見なされないこととなった場合のMAIA資産にかかるコンティンジェンシー・プランを策定し、また、それをアップデートしなければならない。
MAIAのエクスポージャーの制限	- 保険会社は、MAIAの許可の申請時に、適切なMAIAエクスポージャーの制限を提示しなければならない。 - PRAが考える適切なMAIAのエクスポージャーの制限は、①MAポートフォリオに対応する保険負債の最良推計（ネットベース）の5%、②20億ポンドを超えない額、のいずれか低い方。
時間の制限	MAIAの許可を利用してMAポートフォリオに資産を含める保険会社は、MAIA資産がMAポートフォリオに含まれてから24か月以内に、MAIA資産の正規化（regularisation。すなわち、MAIA資産をMAポートフォリオに含める）のための申請を提出しなければならない。

インプリケーション：英国は、ソルベンシー規制を緩和し、保険会社による投資を促進している。保険会社の投資行動が適切に監督されることが期待される。

（参考）PRA ‘CP7/25 – Matching Adjustment Investment Accelerator’

C: 英 PRA、2025 年～2026 年の優先課題を公表（4 月 10 日）

- 英国健全性規制機構（PRA）は、2025年～2026年の規制・監督上の優先事項を示したビジネス・プランを公表した。同プランの主な内容は以下のとおり（※銀行セクターの主な取組み等は省略。）。

2025年/2026年の優先事項	1. 銀行および保険セクターの安全性と健全性を維持し、かつ、引き続き、レジリエンスを確保する。 2. 新しく顕在化しつつあるリスクの特定および国際的な政策の策定において先頭に立つ。 3. PRAが規制しているセクターにおいて、国際的な競争力と成長を促しつつ、競争が働き、活力があり、革新的な市場をサポートする。
-------------------------	---

	4. 中央銀行において、包摂的で、効率的で、かつ、対応力のある規制を確保する。
保険セクターの 主な取組み	- ソルベンシーUK：イノベーションと投資の促進 2025年4月に市中協議に付した「マッチング調整投資促進（Matching Adjustment Investment Accelerator）」が保険会社による経済成長への投資をさらに促進することが期待される。 - 保険会社による国富基金（National Wealth Fund：NWF）への投資の機会を創出するため、PRAは、財務省、NWF、保険業界との対話を継続する。 - バルク購入年金（bulk purchase annuity：BPA）と資産集約型再保険（funded reinsurance） - PRAは、保険会社が、資産集約型再保険が保険会社の健全性や金融安定等に及ぼす影響を低減するために必要なリスク管理の基準を満たしているか否かを評価する。 - 保険ストレス・テスト - PRAは、2025年1月に開始した生命保険ストレス・テスト（LIST）について、初めて個社別の結果を公表する。 - 次回の損害保険ストレス・テストは、2026年5月に実施することを予定している。 - 保険特別目的会社（Insurance special purpose vehicles：ISPVs） - 投資家が様々なリスクを引き受けるための資本を提供するISPVsについて、その設立や利用を促進することを通じて、英国の国際的な競争力や成長が促進されることが期待される。 - 損害保険 - 損害保険のいくつかのビジネス・ラインにとって厳しい状況が続くことが想定される中、PRAは、損害保険会社の引受戦略と保険料設定をモニターする。加えて、PRAは、ビジネス・プランや内部モデルにおいて保険引受の利益を過度に楽観的に見積もってきている損害保険会社に、適切に対応する。 - PRAは、また、保険会社が提出するサイバー引受リスクの報告の分析などを通じて、サイバー引受リスクを引き続き注視していく。
クロスセクター の主な取組み	- 英国において相互会社が果たしている役割のレビュー - PRAと金融行為規制機構（FCA）は、2025年下期に、英国における包摂的な成長を加速するために相互会社をどのようにサポートしていくべきであるかという政府および規制当局の検討の一助となる、相互会社の現状を評価したレポートを作成する。 - 容易な参入と退出 - 健全な退出計画（solvent exit planning）にかかる規制は、システミックではない銀行については2025年10月から、保険会社については2026年6月から、それぞれ施行される。PRAは、これらの金融機関が健全な退出にかかる準備を進めていることを確認する。

	- 重要なサードパーティ（CTP）規制の実施 - PRAは、イングランド銀行およびFCAと連携し、重要なサードパーティとして指定し得るサードパーティ・サービス・プロバイダのレビューを行っている。 - オペレーショナル・レジリエンス - PRAは、FCAと連携し、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスにかかるケイパビリティの評価を継続する。 - サイバー・レジリエンス - PRAは、脅威ベースのペネトレーション・テストやサイバー質問票の継続的な利用などを通じて、サイバーの脅威に対する金融機関の管理能力をモニターし、評価する。 - 気候変動 - PRAは、金融機関の気候関連のリスクの管理における取組みの進展状況を引き続き評価する。
--	---

インプリケーション： 保険セクターおよびクロスセクターの主な取組み（優先課題）に特段のサプライズはない。保険セクターでは、資産集約型再保険にかかる議論が進展することが期待される。また、クロスセクターにおける優先課題の一つであるオペレーショナル・レジリエンス（サイバー・レジリエンスやサードパーティ・リスク・マネジメントを含む。）にかかる取組みについて、日本でもそうした取組みが保険セクターにおいてもさらに進展することが期待される。

（参考）PRA ‘Prudential Regulation Authority Business Plan 2025/26’

D: バミューダ BMA、保険会社の再建計画にかかるガイダンスを公表（4 月 11 日）

- バミューダ金融局（BMA）は、保険会社の再建計画にかかるガイダンスを公表した。同ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

背景および目的	- BMAは2024年、保険会社の再建計画にかかる規則を制定。その目的は、①保険会社に対して、甚大なストレス・シナリオの下で生じるリスクについての理解を促進すること、②バミューダにおける保険会社の規制の枠組みを強化すること、の二つ。 - 本ガイダンスの目的は、上記の規則について、再建計画の構成や内容にかかるBMAの期待を示すこと。
スコープとプロポーショナルリティ	- 経済的に重要である、システム上重要である、もしくは、その破綻がバミューダの金融安定を脅かし得ると認められる保険会社は、再建計画を作成しなければならない。BMAが保険会社の重要性等を評価する際の要件は以下のとおり。 - 当該保険会社が国内の事業を営んでいるか否か。 - 当該保険会社の総資産が3年平均で100億米ドルを超えるか否か。 - 当該保険会社の総収入保険料が3年平均で50億米ドルを超えるか否か。 - 当該保険会社が、BMAもしくはその他の関係する監督当局による重点的な監督の対象となっているか否か。

	- BMAが当該保険グループのグループ監督者であるか否か。 • バミューダの保険会社が所属する（保険）グループが、グループとしての再建計画をグループ監督者に提出している場合、当該バミューダの保険会社は、自社の再建計画を作成することなく、合理的な説明を付して、当該グループの再建計画をBMAに提出し、承認を得ることができる。 • バミューダの保険会社が自社の再建計画を作成する場合で、再建のトリガーやオプションなど、個々のエンティティの再建計画の重要な観点グループの再建計画を参照している場合、BMAは、当該グループの再建計画をレビューする。 • 再建計画は、保険会社の全社的なERMの枠組みに統合され、利用されるものでなければならない。保険会社が再建計画の作成を外部の者に委託する場合であっても、その説明責任や実効性を確保する責任は保険会社にある。
ERMと再建計画	• 再建計画は、保険会社のERMの枠組みを補完し、また、高度化するものでなければならない。 • 保険会社は、リスク・アパタイトやリスク・トレランス等の現行のERMのツールを、再建計画を作成する際の起点とできる。他方で、再建計画は、保険会社のソルベンシーの自己評価（Commercial Insurer's Solvency Self-Assessment：CISSA）とは異なるものであり、したがって、ERMの要素を単にコピーしたものであるべきではない。
再建計画の主要な要素	• 保険会社の再建計画は、以下の事項を含むものでなければならない。 - エグゼクティブ・サマリー - 組織形態、営んでいる保険事業、主な財務上の契約、ビジネス・オペレーションにかかる記述（重要なサービスや機能を含む） - 再建のトリガー（定量的なトリガーを含む） - 再建計画の作成および実施にかかるガバナンスの方針とプロセス - 再建のオプション（資本の調達、流動性の確保、再保険の利用等を通じたリスクの低減、（一部の）事業の売却、配当の制限、ランオフ等。再建のオプションを発動した場合の影響にかかる記述を含む） - シナリオ分析 - コミュニケーション戦略

インプリケーション：本規制は、バミューダに拠点を有する日本の保険会社にも何らかの影響を及ぼすことも想定され得ることから、本規制および本規制に基づくBMAの監督の動向は注目に値する。また、本規制の実効性の確保という観点から、BMAに適切なケイパビリティが備わっており、また、本規制の実効性が確保されることが期待される。

（参考）BMA ‘Consultation Paper - Recovery Planning Guidance Note’

E: EIOPA、投資性保険商品の収益性にかかるレポートを公表（4月15日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、過去4年間における、保険ベースの投資商品（IBIPs）、個人向け年金商品、職域年金基金のコストとパフォーマンスを分析した「コストとパフォーマンスの実績に関する報告書」を公表した。同報告書の背景およびIBIPsにかかる分析の概要は以下のとおり。

背景	• EIOPAには、EU域内における個人向けの金融商品およびサービスのコストや手数料の状況をモニターし、報告することが求められている。 • 本レポートは、2019年12月末から2023年12月末までの間における、EIOPAが所管する個人向けの投資商品の収益性とコストの状況を提示するもの。
IBIPsのマーケット	• 2023年におけるIBIPsの進展は、EU域内で観察された異なるトレンドとは趣を異にするものであった。 • 金利が上昇し始めたことによって、保険会社がより高い利率を保証する商品を提供することが可能となり、ベルギー、イタリア、ノルウェーなどのいくつかの国では、需要が伝統的な保険商品へとシフトした。他方で、2023年時点では、高い利率の保証が具現化していない国もあり、また、消費者がユニットリンク型の商品を志向する国も見られた。 • 欧州経済地域（EEA）では、有配当型のIBIPs、あるいは、推奨保有期間が10年未満のリスクの低い（※）ユニットリンク型の商品が最も一般的であり、それらの商品の多くは株式で運用されている（※リスクの水準を示す合計リスク指標（SRI）が7段階中3～4。）。 • IBIPs市場では、ESG特性を訴求する商品も増えてきているものの、サステナブル・ファイナンス開示規則（SFDR）の開示要件を満たす商品の数は多くはない。 • 販売チャネルとしては、フランス、ドイツを含む、半数以上の国において、銀行窓販が最も優位なチャネルである。
IBIPsのパフォーマンス	• 2023年には、すべてのクラスのIBIPsのネット・リターンが増加したものの、運用のリスクによって状況は異なる。例えば、SRIが4以上の純粋なユニットリンク型の商品は、平均で10%を超えるネット・リターンであったが、よりリスクの低い商品のリターンは6%程度であった。 • 有配当型の商品は、ポジティブなリターンを計上したものの、2023年のインフレ率を超えるパフォーマンスとはならなかった。 • 2020年から2023年の間において、IBIPsのパフォーマンスには大きなばらつきがあった。他方で、株式ファンドに投資しているユニットリンク型とハイブリッドのユニットリンク型の商品については、ESG特性を有しているものがESG特性を有していないもののパフォーマンスを上回った。
IBIPsのコスト	• 大きくは管理コスト、資産運用コスト、保障コスト、販売コストに分類できるIBIPsのコストは、保険会社、商品の分類、保有期間、国によって大きく異なる。 • 有配当型の商品は、特に、長期性を重視している消費者にとっては、最も手頃な選択肢であった。他方で、純粋なユニットリンク型の商品やハイブリッドのユニットリンク型の商品は、平均的には高いネット・リターンを実現したものもあるものの、特に、運用のリスクが高い商品（SRI4～7）について、資産運用のコストを主因として、高額であった。

	• その他、ESG特性を有するユニットリンク型の商品は、そうした特性を有しないユニットリンク型の商品と比べ、わずかにコストが高いこと、また、いくつかの国では、クロスボーダーで販売されている商品は、手数料や管理費を主因として、より高額であること、などが認められた。
--	---

インプリケーション：マーケットの動向として、「金利が上昇し始めたことによって、保険会社がより高い利率を保証する商品を提供することが可能となり、いくつかの国では、需要が伝統的な保険商品へとシフトした。他方で、高い利率の保証が未だ具現化していない国もあり、また、消費者がユニットリンク型の商品を志向する国も見られた」という点は注目に値する。

（参考）EIOPA ‘Costs and past performance report’

F: FSB、オペレーショナル・インシデントの報告テンプレートを最終化（4月15日）

- 金融安定理事会（FSB）は、サイバー・インシデントを含む、オペレーション上のインシデントの報告のテンプレートを最終化した。その背景、報告の範囲、報告の主な内容は以下のとおり。

背景	• インシデント報告は、金融監督当局が被規制金融機関の状況をモニターするための重要なメカニズムである。各国・地域において報告のアプローチが異なる場合、規制上の要件の不一致や監督上の協力における課題を生じさせる。 • インシデント報告にかかる情報交換のフォーマット（Format for Incident Reporting Exchange：FIRE）は、規制・監督の実務上の柔軟性を確保しつつ、インシデント報告に含まれる情報の要素の共通化を促すことを目的とするもの。
FIREの範囲	• FIREは、主として、金融機関から金融監督当局への、オペレーション上のインシデント（サイバー・インシデントを含む。）の報告を想定したものである。
報告の主な内容	• FIREの主な報告の内容は以下のとおり。 - 報告の詳細（報告者（金融機関）、被報告者（報告を受けるべき監督当局等）、報告者の照会先） - インシデントの詳細 ◇ 報告のフェーズ（初回、中間、最終） ◇ インシデントのステータス（対応中、一定の対処済み、対応完了） ◇ インシデントの種類（事業等の中断、データの漏洩、金融犯罪、情報障害（information disorder）） ◇ インシデント報告のトリガー（オペレーションへの影響、財務への影響、風評への影響、法規制への抵触、地理的な拡散等） ◇ インシデントの解消までの想定時間 - 影響度 ◇ インシデントの重大さ ◇ インシデントの影響を受ける者（報告者、報告者のカウンターパーティ、金融市場参加者、サードパーティ・サービス・プロバイダ、消費者、公衆等）

	◇ 影響（財務への影響、オペレーションへの影響、風評への影響、外部への影響） - インシデントのクローズ（真因の分析結果、得られた教訓）
--	--

インプリケーション：本取組みのスコープが、サイバー・インシデントからオペレーション上のインシデントへと拡大されたことは言及に値する。サイバー以外のオペレーション上のインシデントがクロスボーダーの影響をもたらし、その結果、グローバルや地域の金融安定に影響を生じさせ得ることを示唆しているとも考えられる。この領域においても、クロスボーダーでの監督上の協力や協調が進展するものと思料される。

（参考）FSB ‘Format for Incident Reporting Exchange (FIRE): Final report’

G: IAIS、気候関連のリスクにかかる参照文書を公表（4月16日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、保険セクターにおける気候関連のリスクの監督にかかる参照文書（Application Paper）を公表した。同参照文書は、関係する保険基本原則（ICPs）について、気候関連のリスクにかかる監督上の留意点や事例を提供するもの。同文書の主な内容は以下のとおり。

ICPs	主な内容
7：コーポレート・ガバナンス	- 保険会社の取締役会、経営陣およびコントロール機能の役割と責任は、気候関連のリスクの進展に対応したものであるべきである。 - 保険会社は、年間の財務計画や中長期の戦略計画において、気候関連のリスクを勘案すべきである。
8：リスク管理と内部統制	- 保険会社は、気候関連のリスクを、全社的なコーポレート・ガバナンスの枠組みに統合すべきである。 - コントロール機能は、気候関連のリスクが現行のリスク・カテゴリーに与える影響を適切に考慮すべきである。
9：監督上のレビューと報告	- 気候関連のリスクは、それらが重要である場合、監督上の報告に含まれるべきである。 - 監督当局は、気候関連のリスクについて、市場や保険契約者に対して開示されるべき情報、また、監督当局に報告されるべき情報にかかる全体的な視点を有するべきである。
14：評価	監督当局は、気候関連のリスクにかかる保険会社の資産・負債の評価メソッドロジーの適切性をレビューすべきである。
15：投資	保険会社は、特に、負債のデュレーションが長い場合、ALMの一環として、気候関連のリスクを考慮すべきである。
16：ERM	- 保険会社は、現行のリスク・カテゴリーを評価する際、気候関連のリスクの潜在的な影響と重要性を勘案すべきである。 - 保険会社は、自社の事業ポートフォリオに内在する気候関連のリスクを特定し、それらのリスクが保険の引受戦略に与える影響を評価し、また、それらのリスクを管理するための方針や手順を設け、ERMの枠組みに統合すべきである。 - 保険会社は、すべての重要な気候関連のリスクをORSAのプロセスにおいて勘案し、また、特定されたリスクを低減するための適切なリスク管理上の措置を講じるべきである。

19：コンダクト	- 監督当局は、保険商品がサステナビリティの特性を有するか否かを決定するための共通の閾値の開発を促し得る。 - 監督当局は、保険会社の商品開発のプロセスを通してグリーンウォッシングのリスクが存在するか否かをレビューし得る。 - 保険会社は、保険金支払い請求への対応のオペレーションを調査し、大規模な自然災害が生じた際に適切かつタイムリーな支払い請求の処理を行うことができる態勢であるか否かを検討すべきである。
20：市中開示	保険会社は、開示する財務諸表上の情報と気候関連の情報の関係性を確保すべきである。
24：マクロプルデンシャル監督	監督当局は、気候関連の情報を定期的かつシステムティックに収集するため、適切な方針とプロセスを設けるべきである。

インプリケーション：本文書は、参照文書という位置付けのものであり、必ずしも、各国・地域の規制・監督に影響を及ぼし得るものではない。他方で、大規模な保険会社には、監督当局の動向にかかわらず、国際的なベスト・プラクティスを参考にしつつ、気候関連のリスクの管理の高度化を図っていくことが期待される。

（参考）IAIS ‘IAIS publishes comprehensive Application Paper on the supervision of climate-related risks in the insurance sector’

H: 英 PRA、気候関連のリスクの管理の高度化を要請（4月30日）

- 英国健全性規制機構（PRA）は、7月30日を期限として、「銀行および保険会社による気候関連のリスクに対するアプローチの高度化」と題する文書を市中協議に付した。同文書は、銀行および保険会社の気候関連のリスクの管理にかかる監督上の期待（案）を示すもの。同文書の主な内容は以下のとおり。

背景	PRAは2019年、気候関連のリスクの管理にかかる金融機関への期待を示した監督上のステートメントを公表した。しかしながら、その後の各社における取組みの進展は一律ではなく、PRAの期待を満たすためには、金融機関によるさらなる取組みが必要である。
提案1：ガバナンス	- 金融機関の経営会議体（management bodies）は、気候関連のリスクにかかる情報を取締役会に提供すべきである。 - 金融機関は、気候関連のリスク（リスク管理に用いている手法やツールを含む。）にかかる適切なトレーニングを取締役会に対して提供すべきである。 - 金融機関の取締役会は、一定の範囲の気候シナリオの下における自社の事業戦略のパフォーマンスの分析について情報の提供を受けるべきである。金融機関の経営会議体は、気候関連のリスクが自社のビジネス・モデルに影響を及ぼす場合における現行の戦略のレジリエンスについて、取締役会に対して説明すべきである。 - 取締役会は、自社のリスク・アパタイト、気候関連のリスク関連の実務および戦略について、定期的にレビューが行われていることを確保すべきである。 - 金融機関は、自社が採択している、もしくは、遵守することを求められている気候のゴールを満たすための計画を全社的な事業戦略にどのように取り込んでいるかを説明できるべきである。

	- 取締役会は、リスク・レジスターにおいて特定されている重要な気候関連のリスクのための気候に固有のリスク・アパタイト・ステートメントに合意すべきである。リスク・アパタイトやそれにかかる指標や閾値は、全社およびビジネス・ラインのレベルで定義されるべきである。 - 気候関連のリスクを特定し、管理するという経営責任は、適切な階層の者にアサインされ、また、明確なレポーティング・ラインが構築されるべきである。
提案2：リスク管理	- 金融機関は、体系化されたリスクの特定と評価を定期的実施し、また、そのプロセスにおける判断を実証すべきである。 - 金融機関は、顧客、カウンターパーティ、投資先および保険契約者などの重要な関係者から生じる気候関連のリスクの評価を行い、それらのリスクが自社のリスク・レジスターの気候関連の他のリスクとどのように関係するかを評価すべきである。 - 金融機関は、重要な気候関連のリスクそれぞれについて、定量的なリスク・アパタイトの指標と閾値を設定し、それらを定期的に見直しすべきである。 - 金融機関は、気候関連のリスク・ドライバーが自社のオペレーショナル・レジリエンスに与える影響を評価すべきである。
提案3：気候シナリオ分析	- 金融機関の気候シナリオ分析（CSA）は、すべての重要な気候関連のリスクを補足することを目指すべきである。金融機関は、CSAの一環として、リバース・ストレス・テストを含めるべきである。 - 金融機関は、自社の目的やユース・ケースに関係するシナリオを選択し、調整を加えるべきである。 - 金融機関は、内部資本適切性評価プロセス（ICAAP）もしくはORSAの一部に気候シナリオ分析を含めるべきである。 - 金融機関は、モデルや技術の進展、リスクの変化を踏まえ、シナリオを定期的に見直し、アップデートすべきである。
提案4：データ	金融機関は全社的なデータ・ガバナンスやITインフラの一環として、気候関連のデータを収集し、集計するシステムを有するべきである。
提案5：開示	（PRAは、開示について新たな期待を示すことは予定していない。）
提案7：保険会社に固有の事項	- 気候関連のリスクが重要である場合、ORSAが気候シナリオを含むべきである。 - 保険会社は、気候関連のリスクに対して行う投資や引受の変更、および、その意思決定に用いる指標について詳述すべきである。 - ソルベンシー資本要件（SCRs）は、関連する場合、気候関連のリスクが引受、準備金、市場、信用およびオペレーショナル・リスクに与える影響を反映すべきである。 - 自己資本、SCRおよびソルベンシーIIのバランスシートをベースとした監督上の行動に関し、その基礎となる保険会社の資産と負債の評価は、気候関連の影響を考慮しているべきである。

インプリケーション：PRAが金融機関に対して気候関連のリスクの管理のさらなる高度化を懇請していることは注目に値する。資本規制への言及もあることから、今後、金融機関には、気候関連のリスクの定量化やシナリオ分析のより一層の高度化が求められることになるものと思料される。

（参考）PRA ‘CP10/25 – Enhancing banks’ and insurers’ approaches to managing climate-related risks – Update to SS3/19’

執筆者

小林 晋也／Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301